

# 専属的管轄合意と知的財産訴訟

——ハーグ「管轄合意条約」に関連して——

崔 公雄\*

## 1. 国際訴訟とハーグ管轄合意協約

通常、国際的な民事紛争解決方法として用いられている世界各国の国内裁判所における民事訴訟を国際民事訴訟或いは国際訴訟と略称している。

地球村時代において、世界的な規模の国際民事紛争が飛躍的に増加するにつれ、各国の国内裁判所は自国の独自の国際裁判管轄権原則に基づき国際民事紛争を裁判しており、国際管轄のある国の裁判所での判決は原則として外国での承認執行を促進することになる。

国際的な民事紛争を迅速かつ統一的に解決するための前提として国際裁判管轄原則と外国判決の承認及び執行に関する原則は、国際民事訴訟法において二つの軸となる重要な課題であり、世界的に統一された国際協約が切実に必要な分野でもある。

ハーグ国際私法会議で2005年6月30日に採択された管轄合意協約（Convention on Choice of Court Agreements）は、本協約に基づいた専属的管轄合意によって選択された締約国の裁判所が下した判決に対し、他の締約国が承認執行を保障することによって、国際訴訟の不確実性を除去し、司法協力の拡大を通じた国際的な取引及び投資を促進するという核心効果をもつことを目標とするといえる。

これは外国の仲裁判定の承認執行に関する

ニューヨーク協約に基づき国際仲裁が活性化されることと同様に、管轄合意に基づき国際訴訟の活性化を促進するようになると思われる。

本来、ハーグ国際私法会議は、国際的に執行可能な判決を導き出すために統一された裁判管轄理論体系を確立するという目的下で1992年に国際裁判管轄と外国の判決に関する協約を作成する作業に取り掛かっていたが、国際裁判管轄に関する原則全般に関する10余年間の激しい論争が行われたにもかかわらず、大陸法と英米法の基本的対立を解消することができず、結局、2001年に外交会議でより現実的に、かつ国際取引においても重要な役割を果し得る専属的管轄合意のみに、条約案の内容を縮小した。

ハーグ管轄合意協約は、国際民事訴訟の現実的かつグローバルなインフラの役割を果たしている二つの軸として、管轄合意と外国判決の承認執行の基礎を固めたという点で、ハーグ国際私法会議の37番目の国際協約として国際訴訟において一つの道しるべになり、重要な貢献を与えると予想される。

## 2. 国際裁判管轄と当事者自治

統一された国際民事訴訟法が存在しない国際訴訟において、当事者自治の原則はどれほど許容できるのだろうか。

国際的な民事紛争の解決は、統一された国際民事裁判所や統一された国際民事訴訟法が存在しない現実において、その結果は非常に

\* 韓国国際私法学会会長，弁護士

不確実であるといえる。各国の裁判所の訴訟を通じた解決方式と仲裁合意による自主的意に基づいた紛争方式の全てが、公正な手続と紛争解決の終局性の要請によって外国判決の承認執行を保障するものでなければならないといえる。

国際管轄合意は、紛争の解決場所に対する不確実性を除去することによって、取引の安定性を与え、貿易を促進させるという現実的な必要性を満たす効果をもつといえる。契約自由の原則は、民事訴訟法上の国内土地の管轄合意が一般的に認められているという点で、当事者らは硬直された管轄規則を自分に有利なものとして自由に変更しなければならない。また、管轄合意によって、不確実性を排除し、予測可能性を達成するという点で、国際管轄の合意も一般的に許容されるべきものとされていると予測できる。ただし、合意により特定裁判所のみ管轄権が認められ、その外の国家の裁判所の管轄を排除する専属的管轄合意の場合には、韓国の裁判所の管轄を排除することによって（derogation）、裁判権の奪取（non ousterの法理）が問題となり得る。

当事者自治の観点から国内裁判所の専属管轄を排除しない限り、国際裁判管轄合意を認めるのが一般的であるといえる。しかし、利益衡量や国内関連性に基づき、又は外国での訴訟が当事者の一方に極端に不利な場合、消費者や弱者の保護等が考慮されなければならないし、管轄の公法的性格に照らし、合意管轄の要件等の規制が必要であるといえる。管轄の合意は、事前に法廷地を固定することによって、将来に発生し得る紛争に関し予見可能性を持たせる。また、専属的管轄合意の場合には原告による一方的な法廷地の選択を制止することができる。

実際、外国で訴訟を行うことが難しい者に対しこれを強要することは、国際的な裁判拒絶を意味するようになる。このような場合に、管轄合意によって通常の管轄地で裁判を受けるようにできる。しかし、他方で当事者の利

益を剥奪し、合意による自由な法廷地の選択（forum shopping）を許容した結果となるため、管轄合意の要件と方式等の規制が必要になる。

### 3. ハーグ「管轄合意協約」の内容と役割

本来、ハーグ管轄合意協約は「専属的管轄合意協約」という表題となっていたが、実際の国際取引においては、付加的な管轄合意が行われることが多いので、第22条では非専属的な管轄合意がある場合も、その裁判所が下した判決を自国の裁判所が承認執行することができるという規定（第22条）を設けることで、表題が「管轄合意協約」へと変更することとなった。しかし、本協約は原則としての専属的管轄合意協約であり、協約第1条は本協約が国際事件において民事又は商事に関し締結された専属的管轄合意に適用すると規定している。また、当事者が明示的に特別な規定を設けてない限り、専属的なものとしてみなすと規定する（第3条b）。

協約第3条によると、本条約において専属的管轄合意であるということは、特定法律関係と関連して発生した、又は発生する紛争を解決するために一つの締約国における一つ、又は複数の特定裁判所を選択し、他のいかなる裁判所の管轄権をも排除することを意味する。また、当事者が明示的に特別な規定を設けない限り、専属的なものとしてみなす。すなわち、推定ではなくみなすという表現を使ったのは、反証のある場合においても手続の確実性のため専属管轄合意として把握するという意味である。

方式の要件で書面又は参照用として使えるように情報への接近を可能にする他の全ての通信手段によって締結されるか、或いは記録されなければならないと規定し、電子文書による方式が追加されている。記録は一方当事者によって記録されれば十分であるが、双方当事者の全員が記録に関与する必要がある、

片側のみがメモを残すだけでは不足であるといえる（道垣内正人による第4回日韓セミナー、『国際知的財産権及び国際私法の論点』（研究会作成冊子，2005年）173頁参照）。

管轄合意の場合、契約引受人や債券譲受人が管轄合意条項に拘束されるという問題が発生し得る（仲裁合意の場合、実質的当事者の地位）。第6条の主書には管轄合意の当事者が変更された場合においても、合意の効果が及ぶということを明確にするため、「当事者が専属的管轄合意を行っている場合には」という文言を削除した（Dogauchi, p175）。

第5条は合意に基づき管轄を持っている裁判所は、管轄権の行使を拒否することができないと規定することで、管轄合意が無効ではない限り、選択された裁判所は明確に裁判管轄権を行使しなければならない。これは英米法上の *forum non conveniens* 法理、又は訴訟競合の法理（*lis alibi pendens*）によって管轄行使を拒否することができないということを意味する。ただし、当事者らが合意によって変更することができない事物管轄（*subject matter jurisdiction*）に対しては影響は与えることができない。

管轄合意によって特定裁判所が選択された場合には、事件移送を認めないということを原則としているが、協約第5条第3項bは選択された裁判所が事件の移送に関し裁量権を持っている場合には、当事者の選択を適当に配慮するという規定を設けており、事件移送によって同一国内の他の裁判所から下された判決に対しても移送に対し適時に反対した当事者がいない限り、承認執行を行うことを規定している（第8条第5項）。

第6条は選択されてない裁判所に訴訟が申し立てられた場合には、原則として訴訟の手続を中止するか、却下しなければならないと規定することで、選択されなかった他の国の裁判所が裁判管轄を否定するようにしたものである。ただし、例外として(a)選択された裁判所の所属国の法律によって合意が無効であ

る場合（5条1項に相応）、(b)当事者の無能力（法廷地国法による判断）、(c)合意の結果が明白に正義に反しているかあるいは公序違反の場合、(d)裁判所選択合意が合理的に移行されることができない場合（英米法上の *doctrine of frustration*）、(e)選択された裁判所がその事件を審理しないように決定した場合には、持続的に訴訟を行っている裁判所は管轄合意に拘らない。

第19条はいかなる国家も自国と当事者又は紛争との間で関連性を持っていない場合には、専属的管轄合意が適用される紛争に対する裁判を拒否することができるという趣旨の宣言を行うことができる。宣言に関する一般的な規定を第32条で規定した。

第20条は承認及び執行を制限する宣言に関して規定しており、第21条は特定事項に関して本条約を適用しないという主旨の宣言を行うように規定している（強い利益、必要な範囲、明確かつ詳細に定義、相互主義）。

結局、ハーグ管轄合意協約は締約国間の合意管轄に基づき、外国判決の承認及び執行を保障することで、国際的な民事紛争を迅速かつ統一的に解決する重要なインフラを提供するようになると思われる。

#### 4. ハーグ管轄合意協約と知的財産訴訟

知的財産訴訟で管轄合意が許容されるのであろうか。

産業上に排他的な独占権が認められている工業所有権制度は国家の産業政策と密接な関係を持っているので、各国は自分の国で付与した権利のみを保護し、外国に対してはその効力を及ぼさないという属地主義原則が強く支配するようになった。工業所有権の国際的保護のための最初の国際条約として1883年のパリ条約も各国の工業所有権の属地主義的性格を前提として、内国民待遇と優先権原則によって外国出願を保障することが大きな目標であった。

このような属地主義の下では、知的財産訴訟で管轄合意が許容されることは難しいといえる。しかし、21世紀にインターネットの革命による知識情報時代に著作権に対する重要性は無論、新しい知的財産権としてコンピュータ・プログラム、デジタル・コンテンツ等によるサイバー世界の出現は、知的財産権の利用において巨大な国際的拡大を招き、これによって伝統的な属地主義に基づいた裁判管轄権の決定基準は修正が不可避となった。

一般的に特許権等登録を必要とする知的財産権の有効性の問題に関しては、登録国の専属管轄とみなしながら（ブルッセル協約第16条第4項、ブルッセル規則第22条第4項）、知的財産の譲渡、担保提供契約、ライセンス契約、利用契約等の知的財産契約に関する紛争や知的財産侵害に関する紛争は、一般的な国際裁判管轄を原則としている。

ハーグ管轄合意協約第2条は第2項で

- n) 著作権、又は関連した権利以外の知的財産権の有効性
- o) 著作権、又は関連した権利以外の知的財産権の侵害を協約が適用されない事項として列挙している。

ただし、侵害訴訟がこのような権利に関する当事者間の契約違反として提起された場合、又はその契約違反から提起され得る場合を除く。また、第2条第3項によると、上記から除外された事項が訴訟の目的ではなく、先決問題としてのみ提起された場合には、その訴訟は本協約の適用範囲から除外されない。特に、抗弁として提起された場合には、適用範囲から除外されないと規定する。

結局、著作権及びこれに関連した権利としての著作隣接権に関しては、適用除外宣言がない限り本協約の全てが適用される。それ以外の知的財産権紛争の場合には、当事者間に譲渡、又は使用を目的とする契約のように知的財産権と関係している当事者間の契約に関して適用される。先決問題（preliminary

question）として有効性や侵害問題が提起される場合には本協約が適用される。また、抗弁のように防御の方法として主張される場合においても、協約が適用される。このように規定されることになった。

実際、当事者間において契約関係が存在しない純粋な海賊行為としての侵害訴訟の場合、通常管轄合意が存在しない。ただし、知的財産侵害は知的財産権者との契約によって発生した利用権限を契約上に許容された範囲を越え利用することになる、いわゆる知的財産の無断利用の場合が多いといえるし、その際、契約当事者間の契約違反で侵害訴訟が提起された場合には協約が適用される（孫京漢、「サイバー上の知的財産権紛争の準拠法」『サイバー知的財産権法』p650～651、法的関係説-侵害は知的財産の無断利用として議題された法律関係）。

協約第5条第2項によると専属的、管轄合意に基づき選択された締約国の裁判所は、管轄権の行使を拒否してはいけないと規定することによって、先決問題である特許権の有効性に関する登録国裁判所の裁判を待つとすれば訴訟手続を中止する必要があるが、このような見解は採択されなかった。

協約第10条第3項は、知的財産権の有効性に対する判断に関してはその判断がその知的財産権を発生するようにした法の所属国で、その事項に関して権限を持っている機関の判決又は決定と抵触する場合、および、その国家でその知的財産権の有効性に対し持続的に管轄手続が行われている場合には、その判断の承認又は執行を拒否し得ると規定する。

## 5. 韓国での専属的管轄合意の有効条件

韓国の改正国際私法（2001年7月1日施行）第2条が、新たに国際裁判管轄に関する規定を新設し、①当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連性を持っている場合に国際裁判管轄権を持つこととする。このよう

な場合、裁判所は実質的関連性の有無を判断することにおいて、国際管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。②裁判所は国内法の管轄規定を斟酌し、国際裁判管轄権の有無を判断するが、第1項の規定の趣旨に照らし国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならないと規定したことは、従来の最高裁判所の判例が基本的に条理説に基づいており、特別な事情がない限り、民事訴訟法の土地管轄に関する規定による裁判籍が国内にあるとき、国際裁判管轄基準を認める特別事情説に即した態度を見せているので、国際私法を改正する際、このような最高裁判所の判例の趣旨を考慮し、第2項を追加した。

改正国際私法はブリッセル協約によって第27条（消費者契約）と第28条（勤労契約）で国際裁判管轄に関する合意規定を設けているが、両方とも既に紛争が発生した場合と消費者、労務者に対し本条による管轄裁判所に追加し、他の裁判所へ提訴することを許容する場合においてのみ効力を持つよう規定する。

結局、改正国際私法の施行後の専属的国際管轄の合意問題は、国際私法第2条による解釈の問題であるとでしか説明できない。

大法院2004年3月25日に宣告した判決（2001ダ53349）は、韓国外換銀行が船荷証券の所持人として原告になり、運送人である被告、日本の川崎汽船株式会社に対し貨物の不法引導による損害賠償請求訴訟を申し立てた事例に関する船荷証券の管轄合意は一般的に運送人に対する全ての訴訟を運送人の本店住所地にする専属的管轄合意を行っている。しかし、大法院は、船荷証券による管轄合意の最初の当事者である香港企業と日本企業間で締結されていたが、管轄合意が不法行為にも及んでおり、船荷証券の所持人である原告もそれに拘束されるという前提下で判決を下した（大法院1992年1月21日宣告91ダ14994判決は、原告の請求が不法行為請求権に基づいたものであるので、船荷証券の管轄合意が

適用される余地がないと判示したが、1997年9月9日宣告956ダ20093判決で、契約上の請求は無論、不法行為請求にも適用されると判示した）。

上記の大法院の判決は、大法院1997年9月9日宣告96ダ20093判決の合理的関連性の要件をそのまま判示しながら、原審が日本国の東京地方裁判所との関連性を持っているという点は、本事件の貨物の輸出者が日本に本店を持っている運送業者である被告と運送契約を締結し、被告所有の船舶で貨物を運送したということだけでは、合理的関連性を欠如しており、専属的管轄合意の要件を満たしてないとし、無効であると判断した原審の判断は正当であると判示した。

改正「国際私法」施行の前の大法院1997年9月9日宣告96ダ20093判決は、専属的国際管轄合意の有効要件として

- ①当該事件が韓国裁判所の専属管轄に属しないこと。不動産に対する物権と不動産の賃貸、特許権等の登録を要する知的財産権の有効性等がこれに該当する。
- ②指定された外国の裁判所がその外国法上の当該事件に対し管轄権を持つこと。当事者がいかなる国でも裁判を受けることができなくなる危険性を避けるためである。
- ③当該事件がその外国の裁判所に対し合理的な関連性を持つこと。アメリカの *The Bremen v. Zapata Case* の以来に、合理性の原則によって管轄合意を許容することで、国際管轄合意における合理性の判断が重要な要素として登場した。

また、アメリカ法律協会（ALI）の知的財産権プロジェクト草案も、当事者間の交渉が行われず、出来上がった大規模の市場契約においては、指定された裁判所が実質的関連性と合理性を持つことを要件としている（2004年第二次準備草案のI to Takaya, 企業と法創造第4号360p）。無論、アメリカにおける *Jurisdiction* の原則から見ると、関連性と合理性が重要な理念であるといえるが、管轄合

意の場合には管轄合意の自体が連結素ではないとしても、新しい裁判籍を創設する合理性を理由として連結素になり得るという点から見ると、合理性の以外に内国関連性を必要とするのかということが問題となる。明らかに不合理で、かつ不公正ではない内国関連性を合理性判断の一要素として判断すると思われる。

④専属的管轄合意が公序良俗に反する法律行為ではないこと。管轄合意が明確に不合理かつ不公正な場合には、公序良俗に反し無効であると判示する。

大法院1997年9月9日判決の事案は、韓国の会社が運送会社である被告に対し織物運送を依頼したところ、アメリカ現地の倉庫業者が複合運送証券 (combined transport B/L) を持っていない第三者に物品を渡し、原告は運送人を被告として不法行為ないし契約上の責任を問い、被告の普通裁判的所在地であるソウル地方裁判所へ本事件訴を申し立てたものである。

船荷証券の場合、約款には本証券に基づいた訴訟はアメリカのニューヨーク市裁判所へ申し立てなければならないという専属的管轄合意の条項があった。原審の判決が本事件の管轄合意は合理性を欠いており、無効であると判示した。これに対し、大法院は、結論的に原審判決を支持しながら、当該事件が外国の裁判所に対し合理的な関連性は本事件の原被告の両方が大韓民国の法人であり、運送物の目的地はテキサス州で、ニューヨーク市とは無関係であり、また、運送物が滅失された経緯において争いが見られないので、本事件の審理に必要な重要な全ての証拠方法は、大韓民国の内にいる証人らや諸文書であり、被告の立場から見てもニューヨーク市で訴訟を遂行することが様々な面から見ても不便であるという点を挙げている。

大法院の内国関連性の要件を要求したこの判決は、日本の最高裁判所1975年11月28日判決に対する不当性を指摘した日本の学説に

基づいたものとしてみなされる (石黒一憲, 現代国際私法152~153p)。

本事件においてニューヨーク裁判所の専属管轄合意は、forum non conveniens理論や利益衡量的な面から見て不当な点を持っているが、内国関連性の問題を有効要件化するより、合理性の問題として判断すべきであったであろう。すなわち、純粹に同一国内人の同士間の国際事件に対し外国の裁判所に管轄合意を行うことは、forum non conveniens法理によって拒否することができるからである (ドイツのSchroederの見解, 韓忠洙 (ハン・チュンス) 国際管轄合意, 民事訴訟 I, 602p)。

改正国際私法が施行されて以後の大法院の判決 (2004年3月25日宣告2001ダ53349) は、被告が日本会社として典型的な国際事件であったにもかかわらず、上記の大法院の判例をそのまま引用しながら、重要な証拠方法が全て韓国内の韓国人の証人らや諸文書であるという点を持ち出し、東京地方裁判所の関連性を否認した原審判決を維持した。

運送会社である日本会社としては、当然紛争を自分の本店所在地に集中させる必要があるという点で、法廷地として日本国との関連性を検討しなければならないと思われる (石光現 (ソク・クァンヒョウン) 国際私法研究10号, 431p)。

## 6. 結論

---

ハーグ管轄合意協約は著作権を除外した知的財産権の有効性と侵害に関して適用から除外させている。

それにもかかわらず、インターネット時代の新しい知的財産権の飛躍的な拡大、そして特許権等の侵害訴訟も契約違反として提起される事例が増加している現実において、協約締約国間の管轄合意に基づいた判決の承認執行保障は、知的財産紛争の解決において画期的に寄与するものと期待されている。

国際取引実務において当事者の合意による裁判所の選択は、紛争解決の予測可能性を高めているという側面から非常に重要な役割を果たしているという点で、管轄合意に基づき外国判決の承認執行を保障する本協約は、国際民事訴訟法において新しい道しるべになると思われる。韓国の大法院の判例が国際的管轄合意の有効要件として内国関連性の要件を要求しているという点の以外には、韓国の実務とハーグ協約は大きい差が見られず、関連性要件に関する韓国の大法院の判例も、国際管轄合意が持っている国際取引上の重要性和その役割、そして当事者が自分と関連を持ってない第三国を管轄合意地として決定することができるという当事者自治原則に従っている国際的な大勢から見る限り、間もなく変更されて行くと期待されている。